

令和2年度 第3回環境担当者研修会を開催

1. 開催日時：令和2年度12月4日（金） 13:30～16:30 甲賀地区
令和2年度12月14日（月） 13:30～16:30 南部地区
2. 会場：甲賀地区 甲賀市碧水ホール
南部地区 草津市立まちづくりセンター
3. 主催：滋賀県南部環境事務所、滋賀県甲賀環境事務所、湖南・甲賀環境協会
4. 参加者数：甲賀地区 53名（会員12名、会員外29名、行政12名）
南部地区 51名（会員27名、会員外17名、行政7名）



甲賀会場（12月4日）



南部会場（12月14日）

【研修内容】

- ・①産業廃棄物の処理について
～排出事業者の責任～
講師：滋賀県甲賀環境事務所 副主幹 五十嵐 恵子 氏
- ・②PCB 廃棄物の期限内処理について
講師：NPO びわ湖環境 理事 芝本 伊三男 氏



進行の松野研修部会長（南部会場）



進行の石山参与（甲賀会場）

【開会のご挨拶】

湖南・甲賀環境協会 会長 横江氏



コロナ禍におきまして色々制約があります中、研修会にご出席頂きありがとうございます。また日頃弊協会の運営に積極的にご支援ご協力頂いておりますことこの場をお借りして重ねてお礼申し上げます。

さて本日は、第3回目の環境担当者研修会といたしまして、産業廃棄物関係のご講演をお願いしております。滋賀県甲賀環境事務所の五十嵐様からは「産業廃棄物の処理について」、NPO びわ湖環境の芝本様からは「PCB 廃棄物の期限内処理について」、ご講演を頂きます。

五十嵐様、芝本様、お忙しい中本当にありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願ひ致します。

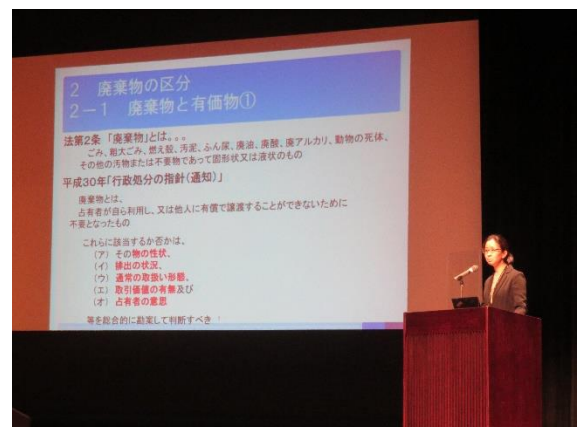
弊協会では、新型コロナの関係で研修会を受講頂けない方にも受講頂けるように、協会ホームページから動画を配信しております。この動画は大変好評で、知りたいところや難解なところを繰り返し視聴できると、皆様に喜んで頂いております。ただ残念なことに、この動画は会員の皆様にしかが視聴頂くことができません。本日の研修会には、会員外の皆様にも多数お越し頂いております。コロナ禍で大変難しい世相ではございますが、弊協会では研修や実地訓練、意見交換会等多方面にわたり、地域に根ざした環境保全活動を行っております。メリットは十分あると思いますので、是非ともこの機会に入会のご検討もいただければ幸いです。どうかよろしくお願ひ致します。

簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ致します。

【講演の一部を紹介させていただきます】

① 産業廃棄物の処理について

～排出事業者の責任～



滋賀県甲賀環境事務所 副主幹 五十嵐 恵子氏より、産業廃棄物の処理について、主な法律の概要と具体的な廃棄物の区分、目的と範囲についての説明がされ、更に排出事業者の責任については、事業者自らの責任において、廃棄物を適正に処理しなければならず、廃棄物の処理基準、保管基準、委託基準、処理の状況に関する確認等ポイントと注意すべき点を説明いただきました。

特に委託契約書やマニフェストを含めて、処分が確実にされているか確認しておかないと、3つのペナルティーがかかる可能性があります。刑事罰（罰金）、委託基準違反等、行政罰（措置命令等）、委託基準違反・廃棄物処理基準遵守違反等、社会罰（公表）等かかる規制などの詳細を説明をいただきました。

② PCB 廃棄物の期限内処理について



NPO びわ湖環境 理事 芝本 伊三男氏より、PCB 廃棄物の期限内処理について PCB の概要と経緯、分類と処分、届出、判別方法等説明いただき、処分期限が迫る中、処分までの流れについてポイントを絞り紹介いただきました。

滋賀県では特例処分（計画的処理完了期限）が認められている事業者はありませんので、処分期間（令和3年3月31日）迄までに処分を完了しなければなりません。

【閉会のご挨拶】

12月4日 甲賀環境事務所 所長 小西様



本日は研修会にご参加頂きまして誠にありがとうございます。ごさいます。

最初の講演で、廃棄物処理法について基本的なことを説明させて頂きました。担当も申しましたように、なかなか廃棄物処理法は難しいものです。特に「廃棄物とは何か」の所ですね。総合判断説で確認するということは悩ましい問題ですが、少し視点を変えてみてはどうかというご提案です。廃棄物は不要になったものですが、有価物は、例えばスーパーで売っているお豆腐です。

これを環境事務所に「このお豆腐販売してもいいですか」と質問に来られたことはございません。質問に来られるということは、「廃棄物かなあ」という思いがあって聞きに来られるわけです。ということは、廃棄物か否かという時には、有価物を作っている、例えば製造業の皆さんであれば、品質管理、こういった目的のこういった用途にこういった品質がいる、この品質が達成できなければ除外している、例えばスーパーに売っているお豆腐ですと、売れるまで雨ざらしのところ保管されるわけがありません。品質の管理としては、一定の温度のところを毎回チェックされて、消費の期限が来るま

でに廃棄しよう、ということを考えてみると、廃棄物か有価物か悩まれた時は、有価物の世界から眺めてみると、「ゴミじゃない」と言いたい方が一生懸命言っている言い訳が見えてくるかもしれません。そういった視点からまた改めて考えて頂ければと思います。

そして PCB 廃棄物に関しては、講演でもありましたように、3つの期限がございます。まず一番大事なのは、来年の3月31日です。もう約3ヵ月しかございません。これは法律で決められた期限です。場合によっては猶予期限があるように見えますが、行政処分をかけながら処理をさせるという時期が入ってきますので、まさにこの3ヵ月余りが皆さんの事業所で見つけ出す期限、そして JESCO に登録してきっちり手続きを始める期限となります。その範疇に入れば、ご心配頂いていたいつまでに出来ていればいいかという問題は、具体的な事案としていつまでにしなければいけない問題として見えてくると思います。悩んでいらっしゃるよりまず動いて頂きたいと思います。そして処理期限が過ぎてしまい、PCBの使用・保管をずっと続ける場合はずっと届出が必要という点ですが、今後どうなるかはわかりません。基本的にない事が原則になりますので、持っていた場合非常にやっかいな問題になることは間違いありません。使用中の製品であっても、届け出たら良いという点について補足しますと、滋賀県では使用中の製品であっても、PCB 特措法上の保管の届出を頂いております。それは使用中であっても、いずれ使えなくなった時には廃棄物になりますから、計画的に外して、処理できないということにならない様に、使用中のものから次のものへ繋いでいただくということをさせて頂いておりますので、それほど甘いものではありません。行政処分がかかりますと相当経費も請求されることとなりますし、そういったことがない様、今も環境事務所の担当は、疑わしい建物には「本当にありませんか」と電話をかけている状況でございます。皆さんもお戻りになられたら、確認していたはずということではなくて、今一度きちんと確認して頂きたいと思っております。PCB 廃棄物が無ければ、この問題は何も課題にはなりませんので、よろしくお願い致します。

また昨日は、県下一斉清掃を行わせて頂きました。本日来て頂いている方の中には、昨日お顔を拝見した方もいらっしゃり、連日ありがとうございます。特に湖南・甲賀環境協会の会員の方には沢山ご参加頂きましたので、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。本日の研修は、県と湖南・甲賀環境協会の共催という形でさせて頂きました。前回のアスベストに関する研修会、前々回の油漏れに関する訓練に続き、今年度3回目となります。先程の会長さんのご挨拶にもありましたが、本日は協会に入っていない方にもお声がけをさせて頂いております。この県と協会さんのような、規制する側と規制を受けられる側とがこのような形で事業をしている、こういった取り組みは全国的にも非常に珍しいと、環境省からも見て頂いているものであります。これは協会さんからのご案内にもありましたけれども、協会にもご参加頂き、それをきっかけにこういった研修会にもますますご参加を頂きまして、共に未来に良い環境を残したいという思いで、頑張らせて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。本日はどうもありがとうございました。